

議第62号

三島市立箱根の里条例の一部を改正する条例案

三島市立箱根の里条例（昭和61年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「620円」を「630円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市立箱根の里の使用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士